

公共交通課題等調査検討事業
業務委託仕様書

熊本県企画振興部 交通政策・統計局
交通政策課

1 業務名

公共交通課題等調査検討事業（以下「本事業」という。）

2 目的

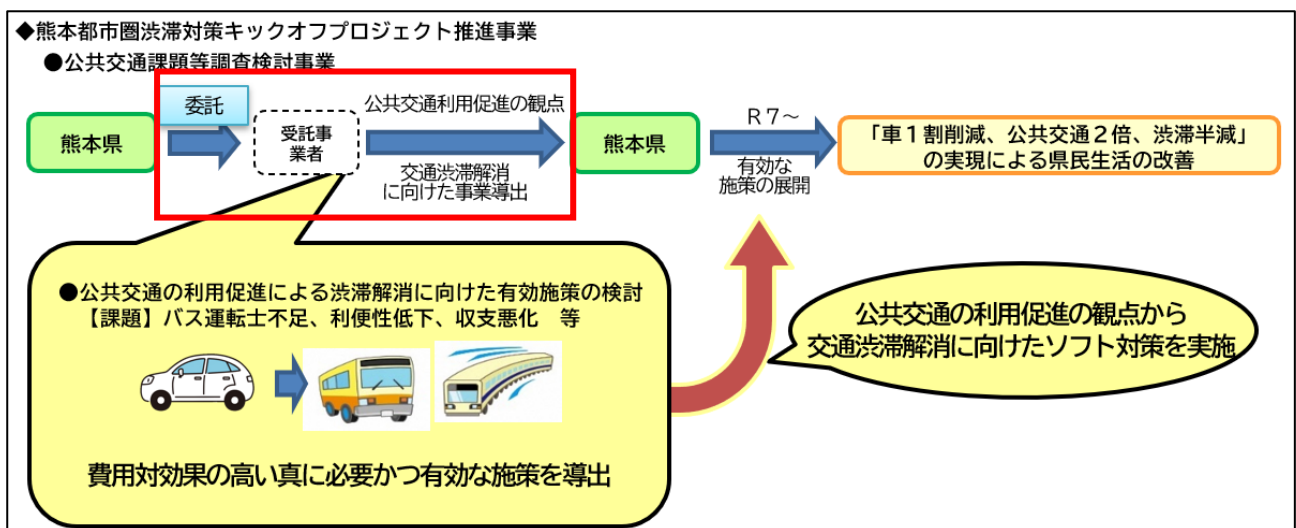
本県では、熊本都市圏での慢性的な交通渋滞が課題であり、近年では、半導体産業の集積拠点化の中で、更なる交通渋滞が発生しており、喫緊の課題となっている。

令和6年（2024年）7月18日に行われた、知事と熊本市長とのトップ会談において、交通渋滞の解消に向けて、「自動車を1割削減し、公共交通利用を2倍にし、渋滞を半減させる」といった目標達成のためには、まずは行政が時差出勤や通勤での公共交通の利用促進といった通勤行動の変容を率先して取り組んでいくとの合意がなされ、9月から実施している。

その反面、県内の公共交通においては、深刻な運転士不足や、それを起因とする減便、利用者の減少による事業者の収支悪化、利便性の低下など、課題が山積しており、公共交通の利用を促進していく上では、それら課題を解決していく必要がある。

また、本県における交通渋滞の対策においては、従来、道路整備や信号制御等のハード面での対策が基本であり、公共交通の観点から渋滞対策に切り込むソフト面での対策事業については、整理がなされていない状態である。

については、本事業により、県内における公共交通の根本的な課題を洗い出し、渋滞解消に向けて、公共交通が果たせる役割を整理し、公共交通の利用促進による交通渋滞の解消に向けた有効な施策の導出に取り組む。



（図1：本事業の全体構想図 ※赤枠内が検討対象）

3 委託期間

契約締結日から令和7年（2025年）2月28日（金）まで

4 業務概要

県内における公共交通の利用促進に向け、山積する課題の整理を行い、快適で利便性が高く、持続可能な公共交通網を実現し、自家用車から公共交通への転換によるソフト対策を中心とした渋滞解消に向けた有効な施策の導出を図り、次年度以降の有効な施策展開に向けた次の各種調査業務を行うこと。

- （１）現状の整理・分析
- （２）事例の整理
- （３）有効施策の導出

5 委託業務内容

業務の内容は次の項目のとおり。

（１）現状の整理・分析

本県における公共交通の利用促進に向け、現在公共交通が抱えている課題を次の①～②に示す事柄を踏まえた上で、整理すること。

①本県における公共交通の課題整理

県内の公共交通においては、運転士不足や、それを起因とする減便、利用者の減少による事業者の営業収支悪化、利便性の低下等、課題が山積しており、公共交通の利用促進を図るためには、それら課題を解決していく必要がある。

ついては、現在、県内の公共交通において生じている課題について、文献調査や、当事者へのヒアリング等の手法により、課題を明瞭化し、整理すること。なお、整理に当たっては、交通モード毎に整理を行うこと。

②公共交通の利用促進が交通渋滞へ与える影響と予測の整理

本県の喫緊の課題である、交通渋滞の解消に向けて、道路網の整備などのハード対策ではなく、ソフト対策である公共交通の利用促進により、現在の交通渋滞へ与える効果（影響）を予測・整理すること。

なお、本県で公共交通利用促進による交通渋滞解消に向けた目標である、「車1割削減、公共交通2倍、渋滞半減」の観点についても、踏まえた整理とすること。

（２）事例の整理

公共交通の利用促進や、それに伴う交通渋滞の解消につながったような事例について、次の①～②の観点で調査・整理を行うこと。なお、観点毎に最低3事例の整理を行うこと。但し、事例が無い場合は、委託者に相談の上整理を行うこと。

① 国内自治体における事例

- ・国内自治体における、公共交通利用促進の有効事例
- ・国内自治体における、公共交通利用促進による交通渋滞解消に関する有効事例
- ・国内自治体における、公共交通利用促進に係る失敗事例

② 海外における事例

- ・海外における、公共交通利用促進の有効事例
- ・海外における、公共交通利用促進による交通渋滞解消に関する有効事例
- ・海外における、公共交通利用促進に係る失敗事例

(3) 有効施策の導出

「(1)」及び「(2)」で整理・分析した結果を踏まえ、公共交通の利用促進による交通渋滞解消に向けた、本県における具体的施策を導出し、次の①～②の観点においてその有用性を評価すること。また、導出する有効施策については、「対県民（個人）、対民間事業者、対交通事業者、対行政」の施策ターゲットごとに整理を行い、ターゲット毎に評価結果をまとめること。さらには、各施策の実施時期についても併せて整理を行うこと。

なお、施策ターゲット毎に最低3つ具体的施策の導出を行うこと。

①費用対効果

導出した具体的施策について、費用対効果の面で比較検討を行い、コストパフォーマンス性について評価すること。

②持続可能性

導出した具体的施策について、施策及びその効果の持続可能性について比較検討を行い、サステイナブル性について評価すること。

(4) その他

① (1)～(3)に付随する業務

6 業務体制

受託者は、業務の遂行にあたり複数人で構成された体制を整備し、県と円滑な意思疎通が図れるよう留意すること。また、報告、協議、助言、及びその他必要なコミュニケーションについては、定期的に対面またはWeb会議形式にて行うこと。なお、業務全体の進捗管理及び方向性の認識合わせのために、最低月に1回は定例会を行うこと。定例会についても、対面及びWeb会議形式は問わない。定例会については、毎回議事録を作成し、3営業日以内に提出すること。

7 成果品の提出

提出する成果品は以下のとおりとし、紙媒体及び電子データで提出すること。なお、提出後に成果品に訂正事項等があった場合は、県の指示に従い、速やかに訂正の上再提出すること。

(1) 業務完了報告書 一式

(2) 交通渋滞解消に向けた施策導出に係る中間調査報告書（11月中旬提出） 一式

※中間調査報告書においては、次の内容を含めること。

- ・交通渋滞解消に向けた施策案（県として取り組むべき施策）
- ・施策の実施に係る概算費用

(3) 最終報告書 一式

※最終報告書においては、次の内容を含めること。

- ・本県における公共交通の課題
- ・公共交通の利用促進又はそれに伴う渋滞解消の先進事例
- ・本県における公共交通の利用促進による交通渋滞の解消に向けた施策案

※施策の実施に向けて、課題となる事柄や複数施策間での費用対効果の検証結果も併せて記載すること。

- ・施策毎に、絵図等を用い、事業案内容をワンペーパーにまとめたもの（任意様式）

(4) 各施策の実施費用見積書（案） 一式

(5) その他、本事業に付随して作成・収集した資料等

（留意事項）

※1部のみ紙媒体にて提出し、併せて電子媒体にて提出すること。

※作成資料は、「Microsoft Office」を用い作成すること。なお、データ形式は、「Microsoft Office 2016以降」のソフトウェアで閲覧、及び編集が可能なものとする。

8 納品場所

〒862-8570

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁行政棟本館6階 企画振興部 交通政策・統計局 交通政策課 地域交通班

9 参考資料の貸与・提供

本事業の履行に際し、必要に応じ県は受託者に次の資料を貸与する。

(1) 公共交通利用促進に係る検討にあたり作成した資料

(2) その他、県が本事業の履行に際し必要と認めるもの

10 その他

- (1) 受託者は、本事業を遂行するにあたり、関連の法令及び条例並びに本仕様書を遵守するとともに、県の意図及び目的を十分に理解した上、適正な人員を配置し、正確に業務を行わなければならない。
- (2) 本事業の遂行にあたっては、県と十分に協議を行い、県の意見や要望を取り入れながら実施すること。
- (3) 県は、受託者の業務遂行に必要な資料等の提供に協力することとする。受託者は県から提供された資料等については、本事業以外の目的に使用してはならない。また、資料等は業務完了後速やかに県へ返却しなければならない。
- (4) 業務の実施により得られた成果物等については、県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく使用または流用してはならない。
- (5) 本事業及び本事業に関連する業務（他の契約に基づくものを除く。）の実施にあたり発生した費用は、本業務委託契約金額の範囲内で対応するものとする。
- (6) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。
- (7) 本事業遂行中に受託者が県並びに第三者に損害を与えた場合は、直ちに県にその状況及び内容を連絡し、県の指示に従うものとする。損害賠償等の責任は受託者が負うものとし、速やかに処理するものとする。
- (8) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。但し、県が必要と認めた場合は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、県と協議して定める。